



子どもには、「叱られる権利」がある

園長 大瀬 清嗣

賀川豊彦という大正から昭和初期にかけて貧しい人々、恵まれない子どもたちのために生涯を捧げ、「日本のガンジー」と呼ばれた人がいました。

その賀川豊彦が、ある講演会で「子どもの権利」として6つの権利を挙げています。「子どもには食べる権利がある」「子どもには遊ぶ権利がある」「子どもには寝る権利がある」と言っています。そして4つ目には「子どもには叱られる権利がある」と言っています。叱られることを子どもの権利として捉えることに、少し驚きを感じてしまいます。

脳の研究をしている人の話では、叱られると不快な気持ちになるそうです。誰だって叱られると、いい気持ちはしません。しかし、そのことで、脳にひずみができる、後からくる情報をストップさせる働きが生じることです。つまり、「叱られる」ような同じ間違いは犯さないようになるということです。叱られることは、同じ過ちをしないために必要だということになります。

しかし、きちんと叱られないと、また同じ過ちを犯すことになります。自然界の動物の生態を描いたドキュメンタリーフィルムを見ていると、愛する子どもを必死で守る親が、時にひどい叱り方をしている場面に出会います。周囲に命を狙う敵が多く存在する自然界では、少しの失敗が命取りになることが多いため、親は子どもを守るために必死に叱っているのです。

しかし、「今の親子関係は、友だちのような親子関係だ」という教育評論家がいます。「今の子どもは、叱られることがない」「叱れない親が増えている」とも言っています。かわいがること、愛情をかけることと甘やかすこととは違います。

昔から、「一つ叱って、九つ褒める」のが子育てのコツと言われます。子どもを褒めることが大切であることは当然です。しかし、それと共に「叱ること」「叱りながら教えること」の教育的意義についても考える必要があるように思います。

悪いことをしたらきちんと叱る、それが子どもを立派な大人に成長させるために大切なのではないでしょうか。「子どもには叱られる権利がある」のなら「親には子どもを叱る義務がある」ということを肝に銘じることが必要です。

なお、賀川豊彦が挙げた「子どもの六つの権利」の残りの二つは「夫婦喧嘩をやめてもらう権利」と「禁酒を要求する権利」だそうです。

『参考：引用文献 賀川豊彦（岩波現代文庫） 月刊プリンシバル（学事出版）』

11月お誕生会

11月25日、11月生まれのお誕生会を行いました。今回お誕生を迎えたのは、17名。まず最初に、

一人一人がステージで「○○です。○○才になりました」と元気に自己紹介。その後、プレゼントが手渡されました。また、今回担当したそら組から、WANIMAの「ともに」という楽しい踊りの発表がありました。



お疲れ様でした（虹の会ミニバレー大会）

11月30日、帯広の森体育館で、第26回葵学園PTA交流ミニバレーボール大会が行われました。この大会は、本園と姉妹園であるつつじが丘幼稚園が、ミニバレーを通して保護者（PTA）の交流を図るために行われているものです。

午前9時の開会式後、一斉に各グループ5～6チームによる予選リーグが始まり、その後、順位による決勝リーグを行いました。予選リーグでは、和気藹々のゲームでしたが、決勝リーグは、力の入ったプレーが至る所から見受けられました。本園からは、特に年中さんのチームが、一位リーグの上位を占めたのは、本当にすばらしかったです。この大会のために、練習を含め、本当にお疲れ様でした。



（お願い）

最近、お箸やスプーンなどを忘れてしまい、調理室にあるものを代用する子が増えてきています。園で用意している個数には限界があります。今一度、ご確認をお願いします。

今年はインフルエンザの流行が例年より早めだそうです。朝、体調が変だなと感じたら、検温など早めの対応をよろしくお願ひします。

なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」となっています。